

坂戸市健康なまちづくり推進条例（骨子案）の主な修正点

項 目			修正前		修正後
—	—	全体		地域団体	「市民団体」に修正
—	—	制定理由	9行目	市民の幸福感に好影響を与える	「市民の幸福感を高める」に修正
1	—	条例制定の趣旨	1行目	市、市民、関係機関、地域団体、事業者等	「市、市民、関係機関、市民団体、事業者」とし、「等」を削除
2	(1)	目的	2行目	—	「市民の健康増進、食育の推進、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。」を追加
2	(3)	基本理念		健康は生活の豊かさや幸福感に好影響を与えることを全ての市民が認識し、主体的に健康づくりに取り組むことを目指すことや、市、市民、関係機関、地域団体、事業所等が相互に協力して、個人の健康を支える環境づくりを市全体で推進することを目指すこと。	「市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、健康の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むことや、市、市民、関係機関、市民団体、事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に連携して行うことを定めるものです。」に修正
2	(4)	責務	4行目	一例に「市の責務のみ」が記載	一例に「市民の責務」を追加
2	(7)	情報提供		市が、市民、関係機関、地域団体、事業所等が健康づくりを推進するために、必要な情報提供を行うこと及び市民、関係機関、地域団体、事業所等が取り組む健康づくりに関しての情報提供を求めることができること。	骨子から削除し、条例制定の際に、責務に入れる方向で調整